

消防計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、_____における防火管理の徹底を期し、火災、その他の災害による人的及び物的被害を軽減することを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 本計画は、_____に出入りするすべての者に適用するものとする。

(諸規定との関連)

第3条 第1条の目的を達成するため、防火管理について必要な事項は別に定める場合のほか、この計画の定めるところによるものとする。

第2章 防火管理体制

(管理権原者の責務)

第4条 管理権原者は、防火管理業務のすべてについて責任を持つものとする。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、防火管理業務を適正に遂行できる者から防火管理者を選任しなければならない。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合は、火災等の対応などについて、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上建築構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者の責務)

第5条 防火管理者は、次の各号の業務を行うものとし、その責任を負うものとする。

- (1) 消防計画の作成(変更)及び届出
- (2) 消火、通報及び避難訓練の実施
- (3) 消防用設備等の点検及び整備
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (5) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- (6) 収容人員の管理
- (7) その他防火管理上必要な業務

(予防管理組織)

第6条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、予防管理組織として防火管理者のもとに火元責任者を定めるほか、建築物や消防用設備等の自主点検員を配置するものとする。

2 予防管理組織の編成は、別表第1のとおりとする。

(自衛消防組織)

第7条 火災などの事故発生時における被害を最小限度にとどめるため、自衛消防組織として自衛消防隊長及び班員を配置するものとする。

2 消防隊が到着した際、通報連絡及び避難誘導を実施している者は、到着した消防隊を誘導するほか、人命救助の要否、火災の状況その他必要な事項について情報提供するなど、消防隊の協力にあたるものとする。

3 自衛消防組織及び任務分担は別表第2のとおりとする。

第3章 火災予防

(点検検査基準)

第8条 火災予防上の自主検査、消防用設備等の点検基準は、別表第3のとおりとする。

第4章 収容人員の管理

(収容人員)

第9条 防火管理者は、防火対象物の収容人員を把握し、防火対象物内に過剰な人員が入らないように従業員に周知徹底するとともに、収容人員を上回る人員が予想される場合は、必要な措置を講ずるものとする。

第5章 避難施設等の維持管理

(避難施設等)

第10条 避難施設等の維持管理のため、すべての者は次の各号の事項を遵守しなければならない。

(1) 避難口、廊下、避難通路、避難階段等には、避難障害となる物品を置かないこと。

(2) 避難口等は有事に容易に開放できるよう維持管理しておくこと。

第6章 教育訓練

(教育訓練)

第11条 防火管理者は、当該防火対象物の関係者に、防火に関する教育訓練を別表第4のとおり実施するものとする。

(消防訓練)

第12条 防火管理者及び関係者は、有事における被害を最小限度にとどめるため、消火、通報及び避難訓練を定期的実施するものとする。

2 訓練の種類と実施時期は次のとおりとする。

訓練種別	実施時期	訓練内容	
総合訓練	月	・火災発生から消防隊が到着するまでを想定した総合訓練 (消火、避難、通報訓練)	
部分訓練	消火訓練	月	・消火器等の取扱い要領
	避難訓練	月	・避難誘導要領
	通報訓練	月	・消防機関への通報要領及び関係者への連絡要領

※総合訓練を実施した場合は、各訓練を1回ずつ実施したものとみなす。

第7章 消防機関との連絡等

(連絡・報告事項)

第13条 防火管理者は、次に掲げる事項について消防機関へ連絡・報告を行うとともに、防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。

- (1) 消防計画の提出(変更の際はその都度)
- (2) 消防訓練指導の要請
- (3) 建物の増改築等、用途の変更、消防用設備等の変更工事を行う場合は、事前に管轄の消防署へ連絡及び相談並びに法令に基づく諸手続きを行うこととする。
- (4) 消防用設備等の点検結果の報告 (____年に1回)
- (5) 防火対象物定期点検結果の報告 (1年に1回)
- (6) その他防火管理について必要な事項

第8章 工事中の安全対策

(工事中の安全対策)

第14条 防火管理者は、修繕、模様替え等の大規模な工事を行う場合、工事者に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行うものとする。

第9章 地震対策

(震災予防措置)

第15条 地震災害の予防措置として、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 建物及び建物に付随する施設(看板、窓枠等)の倒壊、転倒、落下等の防止措置
- (2) 火気使用設備器具等の転倒防止措置
- (3) 危険物等の漏洩、流出等の防止措置
- (4) 津波による被害の軽減措置

(地震時の活動)

第16条 地震時の活動は、次によるものとする。

- (1) 防火管理者は、全従業員を指揮し、火気を使用する設備器具等からの出火防止及び救助活動・避難行動等の防災上とるべき措置を行う。
- (2) 従業員は、避難者等に対して必要な指示をし、混乱防止に努める。
- (3) 避難は、防災機関からの避難命令又は防火管理者の判断により開始する。
- (4) 避難場所は、_____とし、誘導には防火管理者等があたる。

(別図1)

2 地震後に建物や設備、器具等を使用する必要があるときは、建物等の点検や検査を実施し、安全確認後に使用する。

第10章 付則

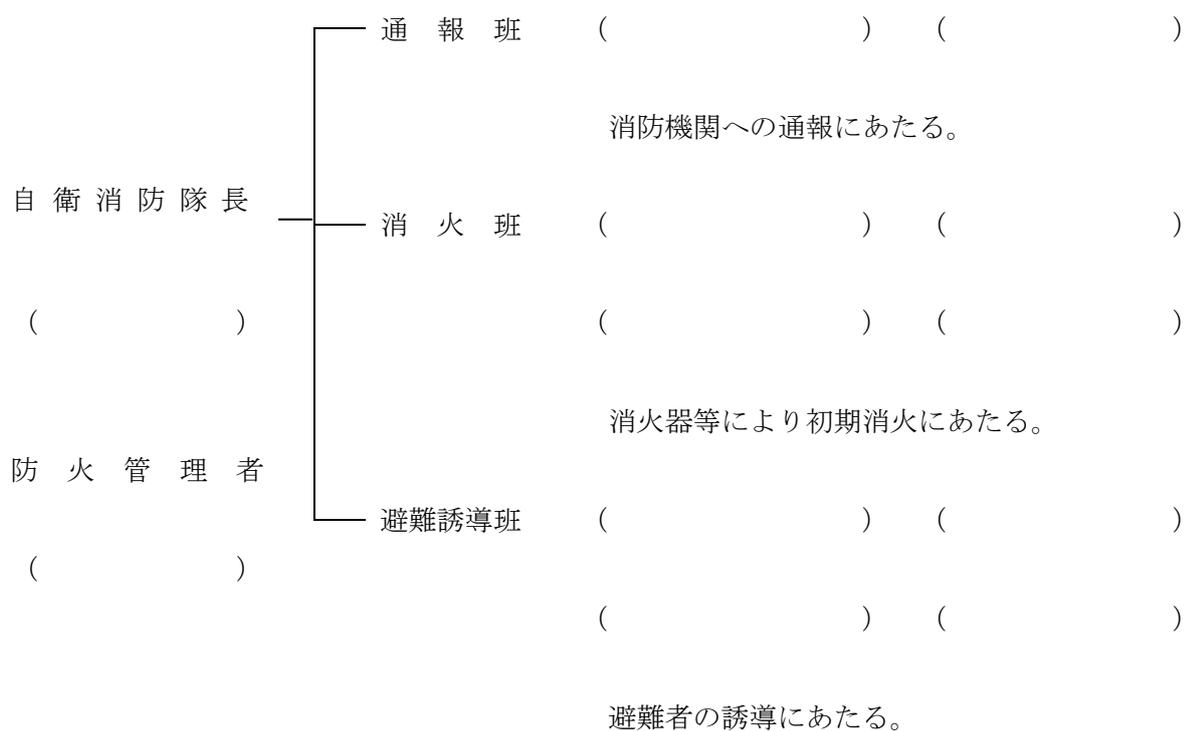
(計画の施行)

第17条 この計画は、 年 月 日より施行する。

予 防 管 理 組 織 編 成 表

防 火 管 理 者 ()	火 元 責 任 者 ()	<ul style="list-style-type: none"> ・火元責任者は、火気の取扱にあたってはその方法を誤らないよう注意し、機器は常に整備手入れを十分行い、使用後は消火及び元栓等を確認する。
	建築物等の自主点検員 ()	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内外の防火区画の位置、構造、防火戸、排煙口等の管理及び点検 ・炊事器具、暖房用器具、燃焼器具、喫煙場所等の管理及び点検 ・危険物等の安全管理及び点検 ・機械設備の過熱防止、粉塵の除去等、機械設備の維持管理及び点検
	消防設備等の自主点検員 ()	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易消火用具、消火器、屋内・屋外消火栓設備、スプリンクラー設備等の点検 ・非常警報器具、非常警報・放送設備、自動火災報知設備等の点検 ・避難階段、非常口、誘導灯、救助袋、緩降機、梯子、ロープ等の点検

自衛消防組織編成表



※各担当者が不在時は、他の担当が代行することとする。

点 検 検 査 基 準

1 自主検査

区 分	検 査 内 容	回 数
整 理 清 掃 状 況	屋 内 、 屋 外	終 業 後 1 回 以 上
たき火、喫煙管理状況	屋 内 、 屋 外	随 時 、 終 業 後
火 気 使 用 施 設	機 械 器 具 の 管 理	始 業 、 終 業 各 1 回 以 上
電 気 設 備	全 般 事 項	毎 月 1 回 以 上
危 険 物 等 関 係	全 般 事 項	随 時

2 消防用設備等点検

区 分	機 器 点 検	総 合 点 検
消 火 器 具	6 か月に 1 回	
誘 導 灯 、 誘 導 標 識	6 か月に 1 回	
屋内・屋外消火栓設備	6 か月に 1 回	1 年間に 1 回
スプリンクラー設備	6 か月に 1 回	1 年間に 1 回
自動火災報知設備	6 か月に 1 回	1 年間に 1 回
非常警報器具及び設備	6 か月に 1 回	1 年間に 1 回
漏 電 火 災 警 報 器	6 か月に 1 回	1 年間に 1 回
避 難 器 具	6 か月に 1 回	1 年間に 1 回

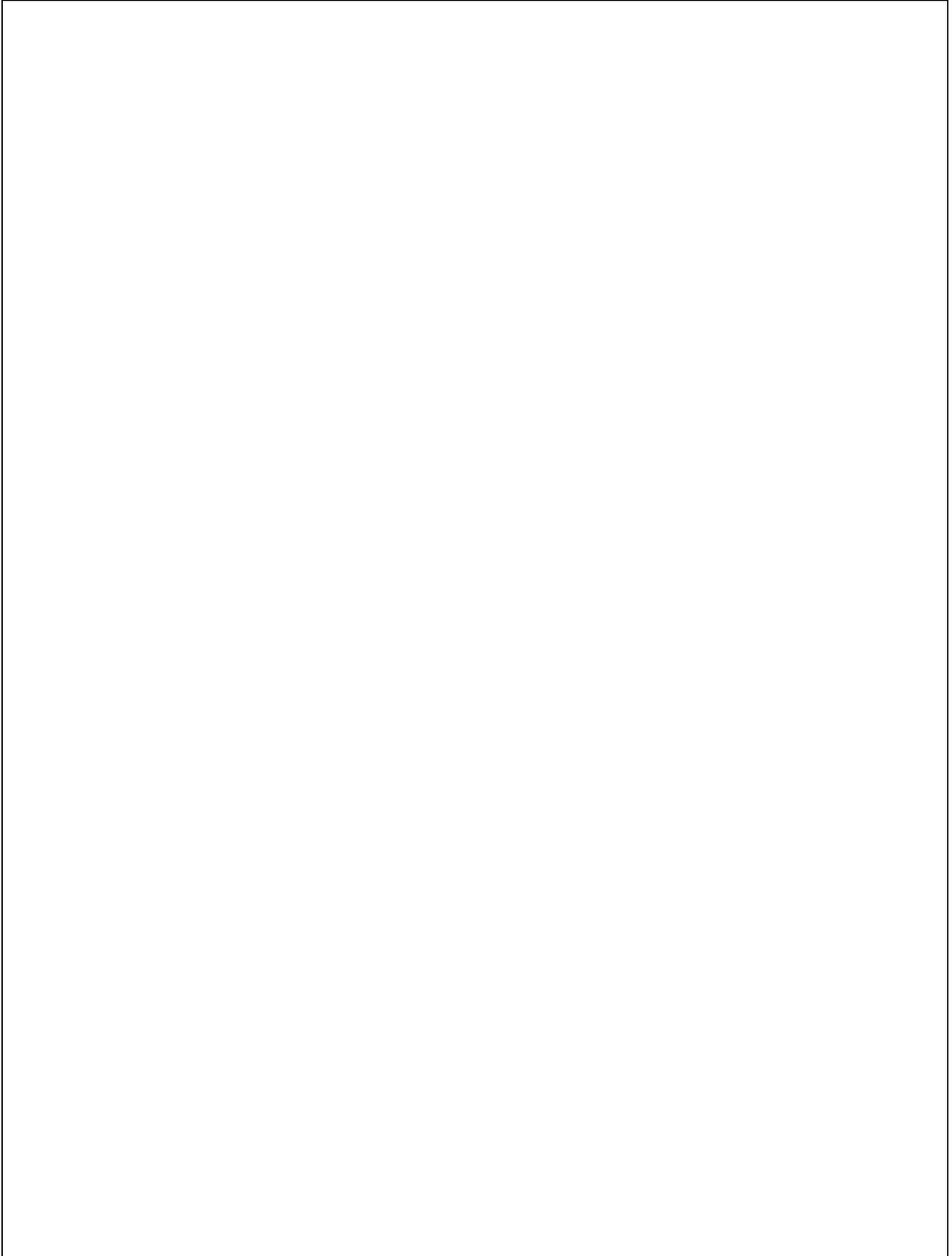
3 防火対象物定期点検

区 分	点 検 期 間
防火対象物定期点検	1 年に 1 回

教 育 訓 練 計 画

計 画 事 項	計 画 内 容	実 施 内 容
従 業 員 に 対 する 教 育	1 防火管理体制の周知徹底	年 1 回
	2 防火管理上の遵守事項	
	3 防火管理に関する従業員各自の任務ならびに責任の周知徹底	
	4 その他防火管理業務遂行上必要な事項	
新 任 者 に 対 する 教 育	1 防火管理体制の周知徹底	随 時
	2 防火管理上の遵守事項	
	3 防火管理に関する従業員各自の任務ならびに責任の周知徹底	
	4 安全な作業等に関する基本的事項	
	5 消防計画の周知徹底	

避 難 経 路 図



夜間、休日の連絡先

夜間、休日で建物内が全く無人となる場合の対策は、次のとおりとする。

- 1 自動火災報知設備の受信機から移報をとり、下記の警備会社へ機械警備を委託する。

警備会社名 ()

責任者名 () 電話 ()

- 2 機械警備を委託せず、付近の勤務者へ連絡する体制をとる。

連絡先

氏名

住所

電話